

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>関税更正・決定・賦課決定通知書（内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用）(C—1040)</b></p> <p>処分の別により、不要な文字を抹消（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）し、通知書の発送番号及び発送年月日を記載する。 例えば、更正の場合には、「・決定・賦課決定」の文字を抹消する。 通知書は、処分の別により、標題の「<b>関税更正・決定・賦課決定通知書（内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用）</b>」及び処分番号の「<b>更正・決定・賦課決定第 号</b>」の箇所の不要の文字をまつ消す。</p> <p><b>更正</b> 通知文中、条項の空白箇所及び「<b>決定したので</b>」の箇所は、その処分の別により、適用条項を記載するとともに、不要の文字をまつ消す。</p> <p><b>「納付すべき税額」「納付書」「還付する金額」「納税告知書」</b> 通知文中「<b>還付する金額</b>」及び「<b>納税告知書</b>」の箇所は、その処分の別により、それぞれ不要の文字をまつ消す。また、その処分により納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、平成 年 月 日（納期限）までに同封の納付書納税告知書により納付して下さい。」の箇所の文字はまつ消す。</p> <p><b>「理由その他附記事項」</b>の欄の記載は、その処分を行う理由を付記する。 (省略)</p> <p><b>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）(C—1045)</b></p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。 (1)～(6) (省略) (7) 「<b>理由その他付記事項</b>」の欄には、本賦課決定を行う起因となった関税等に係る申告又は処分について、次表により、その申告又は処分が行われた年月日、申告又は処分の名称及び当該申告又は処分の番号等を記載する。 <u>なお、重加算税の賦課決定については、過少申告加算税（無申告加算税）に代えることとなった理由を付記する。</u> 上表において、修正申告が関税法第7条の14 第2項《補正による修正申告》の規定に基づく輸入許可前の補正による修正申告である場合には、修正申告番号に代え「補正による修正」と記載する。なお、システムによる修正</p>	<p><b>関税更正・決定・賦課決定通知書（内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用）(C—1040)</b></p> <p>処分の別により、不要な文字を抹消（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）し、通知書の発送番号及び発送年月日を記載する。 例えば、更正の場合には、「・決定・賦課決定」の文字を抹消する。 通知書は、処分の別により、標題の「<b>関税更正・決定・賦課決定通知書（内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用）</b>」及び処分番号の「<b>更正・決定・賦課決定第 号</b>」の箇所の不要の文字をまつ消す。</p> <p><b>更正</b> 通知文中、条項の空白箇所及び「<b>決定したので</b>」の箇所は、その処分の別により、適用条項を記載するとともに、不要の文字をまつ消す。</p> <p><b>「納付すべき税額」「納付書」「還付する金額」「納税告知書」</b> 通知文中「<b>還付する金額</b>」及び「<b>納税告知書</b>」の箇所は、その処分の別により、それぞれ不要の文字をまつ消す。また、その処分により納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、平成 年 月 日（納期限）までに同封の納付書納税告知書により納付して下さい。」の箇所の文字はまつ消す。</p> <p>(新設) (同左)</p> <p><b>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）(C—1045)</b></p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。 (1)～(6) (同左) (7) 「<b>理由その他付記事項</b>」の欄には、本賦課決定を行う起因となった関税等に係る申告又は処分について、次表により、その申告又は処分が行われた年月日、申告又は処分の名称及び当該申告又は処分の番号等を記載する。</p> <p>上表において、修正申告が関税法第7条の14 第2項《補正による修正申告》の規定に基づく輸入許可前の補正による修正申告である場合には、修正申告番号に代え「補正による修正」と記載する。なお、システムによる修正</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
申告の場合には当該申告に対応する枝番（例：／1）を併せて記載する。 (省略)	申告の場合には当該申告に対応する枝番（例：／1）を併せて記載する。 (同左)